

ワイド定期

(2020年4月1日現在)

1. 商品名と概要	期日指定定期預金（愛称：ワイド定期） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 1年複利で1年経過後は、いつでも払い戻しができる便利な定期預金です。お預け入れ期間は最長3年までです。 </div>						
2. ご利用いただける方	個人のお客さま						
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最長預入期限3年、据置期間1年 ・ 満期日は、この預金の全部または一部についてお預け入れ日の1年経過後（据置期間）から3年までの間の任意の日を指定できます（ただし、満期日の指定をするときはその1か月前までに通知することが必要です）。 ・ 満期時には、お預け入れ時のお申し出により、最長預入期限を満期日とする自動継続（元金継続または元利金継続）、自動解約（証書口は除きます）のお取り扱いができます。 						
4. お預け入れ方法	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">(1) お預け入れ方法</td> <td>一括してお預け入れいただきます。</td> </tr> <tr> <td>(2) お預け入れ金額</td> <td>1円以上 300万円未満</td> </tr> <tr> <td>(3) お預け入れ単位</td> <td>1円単位</td> </tr> </table>	(1) お預け入れ方法	一括してお預け入れいただきます。	(2) お預け入れ金額	1円以上 300万円未満	(3) お預け入れ単位	1円単位
(1) お預け入れ方法	一括してお預け入れいただきます。						
(2) お預け入れ金額	1円以上 300万円未満						
(3) お預け入れ単位	1円単位						
5. 払い戻し方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。						
6. 利息	<p>(1) 適用金利</p> <p>お預け入れ時または自動継続時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。預入期間に応じて、次の店頭表示の利率を約定利率として適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">預入期間</th> <th style="width: 50%;">約定利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以上2年未満</td> <td>「2年未満」の利率</td> </tr> <tr> <td>2年以上</td> <td>「2年以上」の利率</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 利払い方法</p> <p>満期日以後に一括して利払いいたします。</p> <p>(3) 計算方法</p> <p>付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で1年ごとの複利計算を行います。</p>	預入期間	約定利率	1年以上2年未満	「2年未満」の利率	2年以上	「2年以上」の利率
預入期間	約定利率						
1年以上2年未満	「2年未満」の利率						
2年以上	「2年以上」の利率						
7. 税金	<p>20.315%の源泉分離課税（国税15.315%・地方税5%）</p> <p>* 復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。</p> <p>* マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できません。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。</p>						
8. 手数料	—						
9. 付加できる特約条項							

(1) 当座貸越	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越（残高がマイナスになったときに自動的にご融資すること。当座貸越といいます。）を利用することができます。 ・ 総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額（エース預金もご利用の場合は合算します）の90%（千円未満切り捨て）または300万円のうちのいずれか少ない金額とします。 ・ 貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。なお、担保預金が複数ある場合には定期預金利率の低い方から適用されます。 														
(2) スウィングサービス	<p>普通預金との間で資金を移動させるスウィング（自動振替）サービスのお取り扱いができます。（通帳口のみのお取り扱いになります。）</p> <p>(1) 順スウィング【普通預金⇒定期預金】</p> <p>① 指定された振替日に普通預金残高が順振替ラインを上回った金額が振替指定金額以上の場合に、上回った金額の範囲で振替指定金額の整数倍の金額を定期振替限度額まで定期預金口座に振替えます。</p> <p>② 振替指定金額および定期振替限度額の指定がない場合には、順振替ラインを上回った金額を定期預金口座に振替えます。</p> <p>(2) 逆スウィング【定期預金⇒普通預金】</p> <p>定期預金の満期日に普通預金残高が逆振替ラインを下回った場合に、満期日をむかえた定期預金を自動解約し、解約元利金を普通預金口座に振替えます。</p>														
(3) ランクアップサービス	<p>定期預金の満期日に、金額、期間に応じて最も高利回りの商品を選択して自動継続を行うサービス（ランクアップサービス）のお取り扱いができます。（通帳口のみのお取り扱いになります。）</p>														
10. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い	<p>満期日前に解約（中途解約）する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により1年ごとの複利計算した利息とともに払い戻しいたします。</p> <table border="1" data-bbox="512 1447 1422 1682"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>中途解約日における店頭表示の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>「2年以上」利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6か月未満</td> <td>「2年以上」利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td>「2年以上」利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6か月未満</td> <td>「2年以上」利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td>「2年以上」利率×90%</td> </tr> </tbody> </table>	中途解約日までの期間	中途解約利率	6か月未満	中途解約日における店頭表示の普通預金利率	6か月以上1年未満	「2年以上」利率×40%	1年以上1年6か月未満	「2年以上」利率×50%	1年6か月以上2年未満	「2年以上」利率×60%	2年以上2年6か月未満	「2年以上」利率×70%	2年6か月以上3年未満	「2年以上」利率×90%
中途解約日までの期間	中途解約利率														
6か月未満	中途解約日における店頭表示の普通預金利率														
6か月以上1年未満	「2年以上」利率×40%														
1年以上1年6か月未満	「2年以上」利率×50%														
1年6か月以上2年未満	「2年以上」利率×60%														
2年以上2年6か月未満	「2年以上」利率×70%														
2年6か月以上3年未満	「2年以上」利率×90%														
11. 預金保険制度	<p>この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本1,000万円までとその利息）で保護されます。</p>														
12. 金利情報の入手方法	<p>店頭備え付けの金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧ください。窓口にお問い合わせください。</p>														
13. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）	<p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p>														

合わせ)	<p>【窓口：中国労働金庫 お客さま相談窓口】 0120-86-3760</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後6時 (土日祝日・振替休日・12月31日～1月3日は休業)</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https://www.chugoku.rokin.or.jp/</p>
14. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	<p>・東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、ろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは東京三弁護士会、ろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>
15. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。 ・お預け入れ日から1年経過後、一部支払いが可能です。 ・満期日のご指定がないときは、最長預入期限が満期日となります。

中国労働金庫